

令和5年度「IRビジネスセミナー」職員説明要旨

内 容：大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の概要等について
説明者：IR推進局職員

【(資料1) 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画について】

(1 ページ)

- 「IR区域整備の意義」については、成長産業である「観光分野」を基幹産業化し、“大阪のさらなる成長”に向けて、世界中から新たに人・モノ・投資を呼び込むIRの導入が必要と考えている。
- 大阪IRの目標としては、「世界水準のオールインワンMICE拠点の形成」、「国内外の集客力強化への貢献」、「日本観光のゲートウェイの形成」の3点を掲げている。

(2 ページ)

- 大阪IRは、全ての主要交通拠点が半径30km以内に集積している臨海部の「夢洲」に位置し、利便性の高いアクセスが可能となっている。

(3 ページ)

- 基本理念を『あらゆるものを「結ぶ」起点となる』こととし、コンセプトとして「結びの水都」、ビジョンとして「“WOW” Next」を掲げている。
- 「MGMが展開する世界最先端の“WOW”」と「大阪・関西が誇る観光・産業・文化にわたる魅力・ポテンシャル」を融合させることにより、「世界最高水準の成長型IRを地域とともに実現」し、「観光産業の高度化、持続可能性の向上に寄与」することとしている。

(4 ページ)

- IR事業者については、大阪市に本社を置く「大阪IR株式会社」が設立されている。
- 構成員については、合同会社日本MGMリゾートとオリックス株式会社の2社を中核株主とし、関西地元企業を中心とする少数株主20社が予定されている。
- IRリーディングカンパニーであるMGMのノウハウと各分野で豊富な実績を持つ協力会社で、国際競争力を有するIRを実現する。

(5 ページ)

- 初期投資額は約1兆2,700億円、年間売上は約5,200億円であり、そのうちノンゲーミングが約20%となる約1,000億円、ゲーミングが約80%となる約4,200億円と試算している。
- 開業時期は、2030年秋頃をめざしている。
- IR事業の実現には、現時点での不確定事項・課題（新型コロナウイルス感染症の影響、国の詳細制度設計、夢洲特有の課題等）の解決が必要不可欠である。

○大阪府・市及びIR事業者は、これらの課題解決とIR事業の実現に向け、引き続き公民連携して取り組む。

(6 ページ)

○総延床面積は約 77 万㎡を予定している。

(7 ページ)

○「国際会議場施設」については、多用途に利用可能な会議室を一体的に配置し、全ての収容人員の合計が、概ね 12,000 人以上となる合計面積約 13,000 ㎡の施設を整備する。

○「展示等施設」については、約 10,000 ㎡のホール2室を整備する。

(8 ページ)

○「魅力増進施設」については、コンテンツの種類・特性に合わせた5つの施設の設置等により、日本の魅力の創造・発信を行うこととしている。

○「送客施設」については、ショーケース機能やコンシェルジュ機能を有する「関西ツーリズムセンター」のほか、バスターミナルやフェリーターミナルを整備することとしている。

(9 ページ)

○「宿泊施設」については、日本有数の規模となる約 2,500 室の客室を整備し、その約 20%以上をスイートルームとする。

(10 ページ)

○「来訪及び滞在寄与施設」については、大阪IRの象徴となるような国際的なエンターテインメント拠点の形成をめざすこととしている。

○「カジノ施設」については、マス、プレミアム、VIP といった顧客層の属性と嗜好に合わせたフロア配置とする。

(11 ページ)

○地元企業からの積極的な調達や地域ブランディングの向上、ビジネスマッチング機会の創出など中小企業、スタートアップ企業の支援などを計画している。

【(資料2) ギャンブル等依存症への取り組みについて】

(1 ページ)

○大阪IRの実現に向けて、既存のギャンブル等に起因するものも含めて、ギャンブル等依存症問題に正面から取り組み、ギャンブル等依存症対策のトップランナーをめざし、発症・進行・再発の各段階に応じた、防止・回復のための対策について、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的な取り組みを構築・実施していく。

○ I R 整備法においては、

- ・日本人等のカジノ施設への入場回数を連続する 7 日間で 3 回、連続する 28 日間で 10 回に制限
- ・マイナンバーカードを利用した、厳格な本人確認
- ・本人・家族等の申し出により利用を制限する措置
- ・日本人等のカジノ施設への入場者に対し、1 回 6,000 円の入場料の賦課などが規定されている。

○ 区域整備計画に取りまとめた対策として、

「I R 事業者が実施する対策」については、外部の専門家で構成される提言機関を設置して助言を得ながら、MGMにおいて既に導入実績のある包括的プログラムを、日本の実情に合わせて導入する。

「大阪府・市が実施する対策」については、大阪独自の支援体制の構築として、新たに「(仮称)大阪依存症センター」を設置する。

(2 ページ)

- さらに、大阪府・市においては、区域整備計画作成後もギャンブル等依存症対策について着実に取り組みを進めている。
- 具体的には、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例」の制定や知事をトップとする「大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部」を設置するとともに、区域整備計画の内容や目標値も踏まえ、第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、取り組みを行っている。

【(資料 1) 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画について】

(1 3 ページ)

- 「治安・地域風俗環境対策」について、I R 事業者は、万全の防犯・警備体制を構築し、あらゆる来訪者の安全・安心を守り、地域全体の治安維持に貢献する。
- 「大阪府・市が実施する対策」としては、I R 開業に合わせて、夢洲内に警察署・交番等の警察施設を設置し、I R 開業に向けて段階的に警察職員を約 340 人増員した上で、夢洲内の警察署等を含む大阪府警察の施設に適正配置するなど、警察力の強化を図ることとしている。

(1 4 ページ)

- I R 区域への来訪者数は年間約 2,000 万人、うち国内からは約 70%となる年間約 1,400 万人、国外からは約 30%となる年間約 600 万人を見込んでいる。
- 経済波及効果については、建設時に約 1 兆 9,100 億円、運営時に年間約 1 兆 1,400 億円、また、雇用創出効果については建設時で約 14.0 万人、運営時で年間約 9.3 万人となっている。

(15 ページ)

- 「納付金等の収入見込額」として年間約 1,060 億円を大阪府と大阪市で均等配分することとしているが、このほか、大阪府・市あわせて年間約 140 億円の税収を見込んでいる。
- 納付金等は、ギャンブル等依存症対策、警察署や消防拠点の設置・運営、夢洲まちづくりに関連するインフラ整備など I R の立地に伴い必要となる施策、その他の一般施策に充当していく。

(16 ページ)

- 大阪・関西・日本観光の要となる新たな国際観光拠点の形成をめざして、夢洲への訪問者増加等に対応するため、交通インフラを整備するほか、大阪全体の M I C E 誘致戦略の策定や各地の自治体等との連携による広域観光ルートの開発などを行なっていく。

(17 ページ)

- 地域の合意形成に向けたこれまでの取組みと公募手続きについて、掲載している。
- 区域整備計画の作成にあたっては、説明会や公聴会、パブリックコメントを実施のうえ、大阪府議会、大阪市会での議決を経て、冒頭申し上げた通り、令和 4 年 4 月に国へ認定申請を行い、令和 5 年 4 月に認定を受けたところ。

【(資料 3) 区域整備計画の認定に際して国から付された 7 条件について】

- 国からの認定に当たって、7 つの条件が付されたところ。国から付された 7 条件とそれらに対する対応についてまとめている。
- 国から付されたこれら条件に関しては、開業に向けての計画のブラッシュアップ、今後の継続的な取組みの実施、さらには、開業以降の取組みにおいて適切に対応していくことが重要であると考えており、事業者と公民連携して取り組んでいくこととしている。

【(資料 4) 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 関連協定等について】

(1 ページ)

- 令和 5 年 9 月 28 日付けで、大阪府・市と大阪 I R 株式会社は、I R 関連協定等を締結した。
- 実施協定の契約主体は、大阪府と大阪 I R 株式会社、事業期間は、35 年間とし、期間終了後は原則 30 年間延長できることとしている。
- また、拡張整備や事業前提条件に基づく解除の設定について規定している。

(2 ページ)

- モニタリングについては、毎年度、事業実施評価等を実施することとしている。
- また、安定的・継続的な事業運営の確保のため、継続判断基準を策定している。
- このほか、3 ページ以降に「事業用定期借地権設定契約書」、「立地協定」の概要を記載している。